

綾瀬市資源回収事業実施要綱

目 次

- 第1章 総 則（第1条・第2条）
- 第2章 資源化分別収集事業（第3条～第9条）
- 第3章 集団資源回収事業（第10条～第15条）
- 第4章 買上げ代金（第16条・第17条）
- 第5章 助成金（第18条～第24条）
- 第6章 雑 則（第25条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この要綱は、資源の有効再利用を図るとともに、ごみの減量化による経費の軽減、地域コミュニティ活動の増進等に寄与するため、家庭等から出されるごみの中の有価物等を市民が排出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 この要綱に基づき行う事業は、資源化分別収集事業及び集団資源回収事業とする。

第2章 資源化分別収集事業

（実施主体）

第3条 資源化分別収集事業は、市が自治会の協力を得て実施する。

（協力依頼）

第4条 資源化分別収集事業を円滑に行うため、市長は、綾瀬市リサイクル協同組合（以下「組合」という。）に資源回収の協力を依頼するものとする。

（回収対象物）

第5条 資源化分別収集事業の回収対象物は、次の各号に掲げる品目とする。

- (1) プラスチック
- (2) 資源となる紙
- (3) 新聞
- (4) 雑誌
- (5) ダンボール

- (6) 廃食用油
- (7) アルミ
- (8) スチール缶
- (9) 小型家電・金属類
- (10) 生きびん
- (11) 透明のびん
- (12) 茶のびん
- (13) その他のびん
- (14) 牛乳パック
- (15) スプレー缶
- (16) 布類
- (17) ペットボトル
- (18) 蛍光灯
- (19) 電池
- (20) 無価値物

(収集所の設置)

第6条 資源化分別収集事業の収集所は、資源化分別収集専用収集所（以下「収集所」という。）をおおむね100世帯に1箇所設置するものとする。

(実施方法)

第7条 資源化分別収集事業は、収集所に配置された回収容器に資源物等を分別して排出することにより行う。

2 回収容器の設置及び回収は、原則として組合に委託して行う。

(収集日等)

第8条 資源化分別収集事業の収集日は、おおむね1週間に1回市長が指定する日とする。

2 資源化分別収集事業実施に伴う資源物等の排出は、午前7時から同8時30分までとする。

第3章 集団資源回収事業

(実施主体)

第9条 集団資源回収事業は、自治会、子供会、PTAその他の営利を目的としない団体で定期的に資源回収を行うものとして市に登録されたもの（以下「登録団体」という。）が実施する。

2 前項の登録を受けようとする団体は、綾瀬市集団資源回収事業実施団体登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ登録の適否を決定し、登録団体には、綾瀬市集団資源回収事業実施団体登録証（第2号様式）を交付する。

（回収業者）

第10条 集団資源回収事業の資源回収を行う業者（以下「回収業者」という。）は、登録制とする。ただし、組合に加入している業者にあつては、この限りでない。

2 前項の登録を希望する者は、綾瀬市資源回収業者登録申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ登録の適否を決定し、綾瀬市資源回収業者登録決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、登録をした回収業者に対し、綾瀬市資源回収業者登録証（第5号様式）を交付する。

（回収対象物）

第11条 集団資源回収事業の回収対象物は、有価物全般とする。

（実施方法）

第12条 集団資源回収事業は、登録団体が資源物の回収を行い、当該登録団体が指定する日時及び場所において回収業者に引き渡すものとする。

（実績報告）

第13条 登録団体は、集団資源回収事業を行ったときは、綾瀬市集団資源回収事業実績報告書（第6号様式）及び業者が発行する有価物買上通知書により速やかに市長に実績を報告しなければならない。

第4章 買上げ代金

（通知書の発行）

第14条 組合は、有価物を買上げたときは、有価物買上通知書を市に発行するものとする。

2 回収業者が登録団体から有価物を買上げた場合は、有価物買上通知書又は、買上通知書に代わるものを登録団体に発行するものとする。

（買上げ代金の支払い）

第15条 有価物の買上げ代金は、有価物買上通知書に基づき資源化分別収集事業にあつては組合から市に、集団資源回収事業にあつては回収業者から登録団体に支払

うものとする。

第5章 助成金

(登録団体等に対する助成金)

第16条 市長は、有価物等を回収した実施自治会及び登録団体に対し、資源回収事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金は、有価物等の重量に対し、予算の範囲内にて算出する。ただし、1キログラム未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第17条 助成金の交付を受けようとする者は、綾瀬市資源回収事業助成金交付申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第18条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査のうえその適否を決定し、綾瀬市資源回収事業助成金交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

(交付の請求)

第19条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、助成金の交付を市長に請求する。

(交付)

第20条 市長は、前条の請求があったときは、3箇月ごとに取りまとめて助成金を交付する。

(返還)

第21条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることができる。

(実績報告)

第22条 助成金の交付を受けた自治会及び登録団体は、資源回収事業助成金実績報告書（第9号様式）を会計年度終了後の5月20日までに市長に提出しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 綾瀬市資源回収事業実施要綱（昭和59年8月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧要綱の規定に基づき行った登録、交付決定等の行為は、この要綱の規定に基づき行ったものとみなす。

附 則 （昭和61年4月1日）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 （昭和61年12月1日）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 （平成3年4月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条第1項の規定は、公表の日以後に事業を実施したものから適用し、同日前に実施したものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市集団資源回収事業実施団体登録申請書

年 月 日	
綾 瀬 市 長	
団体名	住 所
代表者	氏 名
電 話	
次のとおり綾瀬市集団資源回収事業実施団体の登録を申請します。	
会 員 数	名
資源回収対象 世 帯 数	世帯数

※ 太枠内のみ記入してください。

決 定 区 分	☐ 登録する ☐ 登録しない
登 録 番 号	第 号
登録しない理由	

第 2 号様式（第 9 条関係）

登録番号第		号
綾瀬市集団資源回収事業実施団体登録証		
綾瀬市資源回収事業実施要綱第 9 条に基づき登録された団体である		
ことを証する。		
年	月	日
団 体 名		
代表者名		
綾瀬市長		印

第 3 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市資源回収業者登録申請書

綾 瀬 市 長		年 月 日
業 者 名		
住 所		
申請者	代表者名	
電 話		
次のとおり綾瀬市資源回収業者の登録を申請します。		
車 両 保 有 状 況	台	
回 収 従 事 者 数	人	
集団資源回収経験の有無	有 ・ 無	
取 扱 品 目	プラスチック、資源となる紙、新聞、雑誌、ダンボール、廃食用油、アルミ、スチール缶、小型家電・金属類、生きびん、透明のびん、茶のびん、その他のびん、牛乳パック、スプレー缶、布類、ペットボトル、蛍光灯、電池、無価値物	

※ 太枠内のみ記入してください。

決 定 区 分	☐ 登録する ☐ 登録しない
登 録 番 号	第 号
登録しない理由	

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市資源回収業者登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 

年 月 日付けで登録申請のありました資源回収業者登録については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	☐ 登録する ☐ 登録しない
登録番号	第 号
登録しない理由	
備考	

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

登録番号第		号
綾 瀬 市 資 源 回 収 業 者 登 録 証		
綾瀬市資源回収事業実施要綱第 1 0 条に基づき資源回収を行う業者 であることを証する。		
年 月 日		
業 者 名		
代表者名		
綾瀬市長		印

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

綾瀬市集団資源回収事業実績報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長

団体名

報告者 代表者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり報告します。

実施年月日				
回収業者名				
品 目	重 量	本(個) 数	単 価	売 上 金 額
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
	kg			
合 計	kg			

第 7 号様式(第 1 7 条関係)

綾瀬市資源回収事業助成金交付申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

団 体 名

申請者 代表者住所 綾瀬市

代表者氏名

電 話 ー

次のとおり助成金の交付を申請します。

実 施 日	
回 収 業 者	
回 収 量	Kg
助 成 金	円

第 8 号様式（第 1 8 条関係）

綾瀬市資源回収事業助成金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない
回 収 量	Kg
助 成 金	円
交 付 し な い 理 由	
備 考	

第 9 号様式(第 2 2 条関係)

年度資源回収事業助成金実績報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名

次のとおり報告します。

助 成 金 額	
使 用 内 容	
備 考	